

# 「レバレッジ比率開示要件の見直し」に関する最終規則文書の公表について

2019年8月  
金融庁／日本銀行

\* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終規則文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。最終規則文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。



# 目次

1. 背景・経緯
2. 最終規則文書の概要



## 1. 背景・経緯 — 現行規制

- バーゼルⅢにおけるレバレッジ比率規制は、常に満たさなければならない3%の最低基準及び開示義務に加え、グローバルなシステム上重要な銀行に対するバッファの上乗せ義務で構成されている。
- バーゼルⅢの現行開示要件上、銀行は四半期末ごとにレバレッジ比率を報告しなければならない。ただし、監督当局によっては平均値の報告を求めている場合もある(例:日次や月次のエクスポージャー額の平均値を利用)。



## 1. 背景・経緯 — バーゼル委の関心・懸念

- 短期金融市場やデリバティブ市場において四半期末にかけて取引量のボラティリティの高まりが頻繁に見られることを背景に、バーゼル委は、銀行による潜在的な規制の裁定行動に関心をもっている。
- 特に、そうしたボラティリティの高まりの一因として、報告・開示するレバレッジ比率の引き上げを目的として、四半期末日前後に主要な金融商品市場での取引量を一時的に減少させるウィンドウ・ドレッシング行動について懸念している。
- こうした中、バーゼル委は潜在的なウィンドウ・ドレッシング行動の懸念に対処するために、複数の政策オプションを検討してきた。



## 1. 背景・経緯 — バーゼル委の対処

- 2018年10月18日、バーゼル委はこうしたウィンドウ・ドレッシング行動を牽制するため、「Statement on leverage ratio window-dressing behaviour」を公表。
  - その中で、銀行による潜在的なウィンドウ・ドレッシング行動を注意深くモニタリングするとともに、第1の柱(最低資本基準)及び第3の柱(開示)を含む追加的な措置を検討する予定である旨を表明。
- 2018年12月13日、バーゼル委は、見直しの可能性のある (potential revisions) 開示要件について市中協議文書を公表。以下の3項目について日次平残開示を求めることを提案。
  - ① 調整後グロス証券金融取引(SFT)資産  
(2017年最終規則文書パラ51(i))
  - ② デリバティブ・エクスポージャーの再構築コスト
  - ③ 中銀預金(オンバランス部分)



## 2. 最終規則文書の概要

- バーゼル委は、市中協議に寄せられたコメント、定量的影響度調査(QIS)の結果に鑑み、以下について合意。
  - ① 「調整後グロスSFT資産」(2017年最終規則文書パラ51(i))<sub>1</sub>について四半期末残および日次平残を四半期毎に開示し、当該平残を用いて計算した総エクスポージャー額およびレバレッジ比率も開示を求める
  - ② 適用対象は国際的に活動する銀行
  - ③ 適用日:2022年1月1日

1 最終規則文書で日次平残対象となったのは、2017年最終規則文書パラ51(i)であり、例えばリバース・レポ取引等が該当する。51(ii)のCCRは対象外である。



## 2. 最終規則文書の概要

- バーゼル委は、引き続きレバレッジ比率のエクスポージャーの動向についてモニタリングを続け、必要に応じて平残開示範囲の拡大を検討する可能性がある。
- また、ウィンドウ・ドレッシング行動を軽減するため、第1の柱対応が適切か否かについても検討を継続する。

### (最終規則文書抜粋)

The Committee will continue to monitor trends in banks leverage ratio exposures and may consider extending the scope of disclosure requirements based on averages if warranted to address potential window-dressing behaviours identified for other types of exposures, including derivative replacement cost and central bank reserve exposures as had been proposed in the December 2018 consultative document. The Committee also will continue to consider whether amendments to leverage ratio Pillar 1 calculation requirements would be appropriate to mitigate any persisting window-dressing behaviour.